

平成26年3月5日

平成26年第1回岬町議会定例会

第2日会議録

平成26年第1回(3月)岬町議会定例会第2日会議録

○平成26年3月5日(水)午前10時00分開議

○場 所 岬町議会議場

○出席議員 次のとおり13名であります。

1番	川 端 啓 子	2番	鍛 治 末 雄	3番	奥 野 学
5番	田 島 乾 正	6番	竹 内 邦 博	7番	小 川 日出夫
8番	(欠員)	9番	竹 原 伸 晃	10番	出 口 実
11番	道 工 晴 久	12番	豊 国 秀 行	13番	中 原 晶
14番	辻 下 正 純	15番	反 保 多喜男		

欠席議員 0 名

傍 聴 0 名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長	田 代 堯	総務部理事兼財 政改革部理事兼 まちづくり戦略室理事	村 上 正 樹
副 町 長	中 口 守 可	まちづくり戦略室 理事兼秘書調整担当課長	保 井 太 郎
教 育 長	笠 間 光 弘	総 務 部 理 事 兼 総 務 課 長	中 田 道 徳
まちづくり戦略室長	南 康 明	財政改革部理事 兼行革推進課長	四至本 直 秀
総務部長兼 財政改革部長	白 井 保 二	まちづくり戦略室 理事兼企画地域再生担当課長	西 啓 介
しあわせ創造部長	古 橋 重 和	まちづくり戦略室 理事兼企画地域再生担当課長	早 野 清 隆
都市整備部長	末 原 光 喜	都市整備部理事	木 下 研 一

教育次長	古谷 清	都市整備部理事	家永 淳
水道事業理事	岡本 茂	教委事務局理事兼 文化センター所長兼 青少年センター所長	一本 稔 明
危機管理監	谷下 泰久	財政課長	相馬 進 祐
都市整備部理事 兼二国推進課長	吉田 一人	まちづくり戦略室 秘書人事担当課長	今坂 嘉文

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長	大山 鐵 男	議会事務局主幹	増田 明
--------	--------	---------	------

議事日程

- 日程1 議案第 1号 平成25年度岬町一般会計補正予算（第4次）の件
- 日程2 議案第 2号 平成25年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第2次）の件
- 日程3 議案第 3号 平成25年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3次）の件
- 日程4 平成26年度当初予算に関する説明
- 日程5 議案第 4号 平成26年度岬町一般会計予算の件
- 日程6 議案第 5号 平成26年度岬町国民健康保険特別会計予算の件
- 日程7 議案第 6号 平成26年度岬町後期高齢者医療特別会計予算の件
- 日程8 議案第 7号 平成26年度岬町下水道事業特別会計予算の件
- 日程9 議案第 8号 平成26年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算の件
- 日程10 議案第 9号 平成26年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）特別会計予算の件
- 日程11 議案第10号 平成26年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）特別会計予算の件
- 日程12 議案第11号 平成26年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件
- 日程13 議案第12号 平成26年度岬町深日財産区特別会計予算の件

- 日程 1 4 議案第 1 3 号 平成 2 6 年度岬町多奈川財産区特別会計予算の件
- 日程 1 5 議案第 1 4 号 平成 2 6 年度岬町水道事業会計予算の件
- 日程 1 6 議案第 1 5 号 泉佐野市と岬町との間の休日診療事務委託に関する規約の変更に関する協議の件
- 日程 1 7 議案第 1 6 号 岬町いじめ問題対策連絡協議会等条例を制定する件
- 日程 1 8 議案第 1 7 号 岬町債権管理条例を制定する件
- 日程 1 9 議案第 1 8 号 岬町事務分掌条例の一部を改正する件
- 日程 2 0 議案第 1 9 号 非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件
- 日程 2 1 議案第 2 0 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件
- 日程 2 2 議案第 2 1 号 岬町特別会計条例の一部を改正する件
- 日程 2 3 議案第 2 2 号 岬町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する件
- 日程 2 4 議案第 2 3 号 岬町立老人憩の家条例の一部を改正する件
- 日程 2 5 議案第 2 4 号 岬町国民健康保険条例の一部を改正する件
- 日程 2 6 議案第 2 5 号 岬町下水道条例の一部を改正する件
- 日程 2 7 議案第 2 6 号 岬町消防賞じゅつ金支給条例の一部を改正する件
- 日程 2 8 議案第 2 7 号 岬町社会教育委員条例の一部を改正する件
- 日程 2 9 議案第 2 8 号 岬町水道給水条例の一部を改正する件
- 日程 3 0 請願第 1 号 土地開発に伴う町道拡幅により用地提供者との紛争の解決に関する請願書の件
- 日程 3 1 追加日程 1 号 請願第 1 号に対する紹介の取消しの件
- 日程 3 2 追加日程 2 号 請願第 1 号土地開発に伴う町道拡幅により用地提供者との紛争の解決に関する請願書撤回の件

(午前10時00分 開会)

○田島乾正議長 皆さん、おはようございます。ただいまから平成26年第1回岬町議会定例会2日目を開会します。

ただいまの時刻は午前10時00分です。本日の出席議員は13名、欠員1名であります。定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○田島乾正議長 それでは、日程1、議案第1号、平成25年度岬町一般会計補正予算（第4次）の件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。財政改革部長白井保二君。

○白井財政改革部長

日程1、議案第1号、平成25年度岬町一般会計補正予算（第4次）の件につきまして、その内容をご説明いたします。

我が国の景気動向はデフレ脱却等を基本目標にした政府の経済政策の実施により、緩やかに回復しつつあるものの、本格的な回復にはなお時間を要する見込みであります。本町の財政状況は歳入におきましては、地価の下落等により、町税収入は昨年度より減収が見込まれることから、補助金や起債などの特定財源の確保が重要となっております。また、歳出においては、少子高齢化の進展に係る社会保障関係経費の増加に加えて、公債費など義務的経費が財政を圧迫しており、引き続き厳しい状況にあることに変わりはありません。

こうした中、今般の補正予算につきましては、緊急性の高い経費及び不用額の調整などを中心に編成を行っております。あわせて、昨年12月に閣議決定され、本年2月に成立いたしました好循環実現のための経済対策に係る補正予算と、平成26年度当初予算を合わせた、いわゆる15か月予算のもとで景気の下支えを行いつつ、切れ目のない経済対策を実施するという国の方針と歩調を合わせるため、本町におきましても国の補正予算を受けて、必要な補助事業を前倒しして計上したところであります。

それでは、議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,767万8,000円を追加し、歳入歳出予

算の総額を、歳入歳出それぞれ65億4,758万9,000円とするものであります。

2ページの第1表、歳入歳出補正予算をごらんください。まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては、10ページから12ページに記載しておりますのであわせてご参照願います。

地方特定交付金につきましては、交付決定に伴い33万3,000円を減額計上するものであります。地方交付税につきましては、普通地方交付税の交付決定に伴い、1億3,717万6,000円を計上しております。主な内容としては、平成25年度に係る普通交付税に加えて、この後、諸収入のところでご説明させていただきますが、平成24年10月に結審しました本町と南海電気鉄道株式会社との間の固定資産評価額をめぐる訴訟に伴う、過年度精算分を計上するものであります。

国庫支出金につきましては、1億300万3,000円を計上しております。主な内容としては、障害のあるかたの福祉サービスに係る障害者自立支援給付費負担金216万4,000円。淡輪、深日、多奈川の各小学校耐震補強事業などの学校施設、環境改善交付金1億83万9,000円をそれぞれ計上しております。

府支出金につきましては、障害のあるかたの福祉サービスに係る障害者自立支援給付費負担金108万2,000円を計上しております。

寄附金につきましては、いずれも団体や個人からの指定寄附金として、小学校寄附金10万円を計上しております。

繰入金につきましては、7,749万2,000円を減額計上しております。主な内容としては、本補正予算の編成を行うに当たり、財源調整としておりました財政調整基金繰入金7,649万円を減額計上するとともに、当初予算におきまして、深日港活性化イベント実行委員会補助金に充当いたしました岬ゆめ・みらい寄附金について、事業費の精算に伴い、100万2,000円を減額計上するものであります。

繰越金につきましては、平成24年度決算に伴い、前年度繰越金8,578万1,000円を計上しております。

続いて、3ページをご参照願います。諸収入につきましては、普通地方交付税過年度精算分として、8,165万円を減額計上しております。主な内容としては、固定資産評価額をめぐる訴訟の結審に伴う平成20年度から平成24年度までの5年間に係る普通地方交付税の精算金であります。本来は、地方交付税に属する経費であります。当初予算におきましては、総務省との協議の中で、平成26年度に一括精算できるかどうか不透明であったことから、普通地方交付税

の交付決定の状況を踏まえて、予算の振替を前提に当初予算では、諸収入の科目で予算計上したものであります。今般、当該訴訟に係る精算金額が全額交付されることになったことから、当初予算の諸収入の科目で計上しておりました金額を、全額、地方交付税の科目に振替を行うものであります。

町債につきましては、1億2,001万1,000円を計上しております。主な内容としては、各小学校の耐震補強事業などに係る小学校整備事業債1億2,970万円を増額計上する一方、道の駅整備事業費の減少に伴い、道の駅整備事業債1,980万円を減額計上するものであります。

次に、歳出予算の概要につきまして、ご説明いたします。4ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、13ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照願います。

民生費につきましては、1,779万5,000円を計上しております。主な内容としては、障害のあるかたの居宅介護などの福祉サービスに係る扶助費433万1,000円、特別会計で実施されます介護保険サービスなどに係る介護保険特別会計繰出金1,346万4,000円をそれぞれ計上しております。

農林水産費につきましては、逢帰ダム取水施設等の改修に係る農業水利施設保全合理化事業補助金263万1,000円を計上しております。

商工費につきましては、1,618万8,000円を減額計上しております。主な内容としては、(仮称)道の駅「みさき」設計業務委託料に係る不用額調整1,418万4,000円。深日港活性化イベントの事業費の決定に伴う実行委員会補助金の不用額200万4,000円をそれぞれ減額計上するものであります。

土木費につきましては、39万2,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、第二阪和国道訴訟の判決の確定に伴う弁護士委託料72万1,000円を減額計上する一方で、下水道事業特別会計繰出金の不用額111万3,000円を減額計上するものであります。

消防費につきましては、消防団員の退職に伴う報償金54万5,000円を計上しております。

教育費につきましては、2億2,600万円を計上いたしております。主な内容としては、淡輪、深日、多奈川の各小学校の耐震補強事業に係る工事監理業務委託料及び耐震補強工事費用、合わせて1億7,500万円。淡輪小学校管理教室等のアスベスト除去に係る工事監理業務委託料及び除去工事費を合わせて、5,090万円をそれぞれ計上しております。

公債費につきましては、5,728万7,000円を計上しております。主な内容としては、

平成25年度の決算見込みを踏まえ、過去に借り入れた地方債の一部を繰上償還することで、今後の公債費負担の軽減を図るため、地方債元利償還金6,150万円を増額計上する一方、不用額の調整として、地方債利子償還金421万3,000円を減額計上いたしております。

続いて、5ページをご参照願います。第2表、繰越明許費をごらんください。平成26年度への繰越しが見込まれる事業として、子ども子育て支援事業のほか、4事業としております。そのうち、農業水利施設整備事業、小学校改修事業、小学校耐震補強事業の3事業につきましては、昨年12月5日に閣議決定され、本年2月6日に成立いたしました国の補正予算（第1号）に伴うものであります。事業名及び金額につきましては、ごらんのとおりとなっております。

次に、6ページをご参照願います。第3表、債務負担行為補正をごらんください。ことし4月から、消費税率の引き上げに伴い、既に指定管理者と締結しております指定管理施設の運営に係る契約金額を変更する必要があることから、過去に定めておりました債務負担行為の変更を行うものであります。対象となる事業は、淡輪老人福祉センター運営事業ほか2事業であります。なお、期間及び限度額につきましては、ごらんのとおりとなっております。

続いて、7ページをご参照願います。第4表、地方債補正をごらんください。農業水利施設整備事業を新たに追加するとともに、道の駅整備事業ほか2事業の変更を行うものであります。

なお、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、ごらんのとおりとなっております。

以上が補正予算の概要でございます。なお、本件は総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定と伺っております、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております平成25年度岬町一般会計補正予算（第4次）の件については、

会議規則第39条第1項の規定により、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって、本件については総務文教・厚生、事業の各常任委員会に付託をすることに決定しました。

○田島乾正議長 日程2、議案第2号、平成25年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第2次)の件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。都市整備部長末原光喜君。

○末原都市整備部長 日程2、議案第2号、平成25年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第2次)の件についてご説明させていただきます。

今般の補正予算につきましては、地方債利子償還金減額並びに公共下水道工事に係る工事請負費、工事支障物件移設補償費の計上、それに伴う国庫補助金町債が増額されたことに伴うものでございます。これは、平成26年4月から消費税率の引き上げに伴う国の経済対策として、本年2月に国費の増額補正が行われたため、可能な限り事業を前倒ししたものでございます。

議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,618万7,000円を増額し、歳入歳出予算額の総額を、歳入歳出それぞれ7億3,224万6,000円とするものでございます。

まず、歳入といたしまして2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては5ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

繰入金、一般会計繰入金といたしまして、地方債利子償還金が減額されたことにより、111万3,000円の減額を行い、2億8,072万5,000円とするものです。町債、下水道債といたしまして、歳出で計上いたしました公共下水道工事に係る工事請負費、工事支障物件移設補償費の財源として、9,890万円の増額を行い、2億9,710万円とするものです。国庫支出金、国庫補助金といたしまして、同じく歳出で計上いたします公共下水道工事に係る工事請負費と工事支障物件移設補償費の財源として、1,840万円の増額を行い、3,340万円とするものです。

次に、歳出といたしまして、同じく2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては6

ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

事業費、水道事業費につきましては、公共下水道工事に係る工事請負費と、工事支障物件移設補償費を計上したことにより、1億1,732万3,000円の増額を行い、2億3,677万1,000円とするものです。公債費利子につきましては、地方債利子償還金の金額が確定したことにより、113万6,000円の減額を行い、6億8,868万7,000円とするものです。

続きまして、3ページをご参照願います。第2表、繰越明許費をごらんください。平成26年度に繰越しが見込まれる事業といたしまして、公共下水道工事がございます。繰越金額を1億1,732万3,000円とするものでございます。

続いて、第3表、地方債補正をごらんください。下水道事業債の変更を行うものでございます。

補正前限度額1億9,820万円を補正後、限度額2億9,710万円に増額補正するものです。本件につきましては、事業委員会に付託と聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております平成25年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第2次)の件については、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

よって、本件については事業委員会に付託することに決定しました。

○田島乾正議長 日程3、議案第3号、平成25年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3次）の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程3、議案第3号、平成25年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3次）の件につきまして、ご説明いたします。

本補正予算は、平成26年度の介護報酬改定に向けた事務処理システムの改造経費及び介護サービス等の増加に伴う保険給付費等を中心に調整をいたしておるものでございます。

議案書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,031万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億455万9,000円とするものでございます。

歳入の予算の概要につきましてご説明いたします。

議案書の2ページをご参照ください。なお、詳細につきましては、5ページから7ページに記載をいたしておりますので、あわせてごらんください。

まず、保険料、介護保険料につきましては、第1号被保険者の保険料として、1,366万円を計上いたしております。

次に、国庫支出金につきましては、国庫負担金として歳出予算において計上いたしております保険給付費の増額に伴う介護給付負担金1,670万4,000円を計上いたしております。

国庫補助金につきましては、520万9,000円を計上いたしており、内容といたしましては、保険給付費の増額に伴う調整交付金438万4,000円。地域支援事業費の増加に伴う地域支援事業交付金9万9,000円及び介護システムの改修事業補助金72万6,000円となっております。

次に、支払基金交付金につきましては、保険給付費の増額に伴う介護給付費交付金2,515万4,000円を計上いたしておるところでございます。

次に、府支出金につきましては、府負担金といたしまして、保険給付費の増加に伴う介護給付費負担金1,148万1,000円を、府補助金につきましては、地域支援事業費の増加に伴う地域支援事業交付金4万9,000円を計上いたしております。

次に、繰入金につきましては、一般会計繰入金1,346万4,000円を計上いたしております。内容といたしましては、介護給付費繰入金1,083万8,000円、地域支援事業繰入金4万9,000円及び事務費繰入金257万7,000円となっております。

次に、諸収入、雑入といたしまして、被保険者第三者行為の納付金4,059万4,000円

を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。議案書の3ページをご参照願います。

なお、詳細につきましては、8ページ以降に記載をしておりますので、あわせてごらんください。

まず、総務費、総務管理費につきましては、330万3,000円を計上いたしております。内容といたしましては、第三者行為求償事務に係る手数料23万5,000円及び介護報酬改定に向けた事務処理システム改造経費306万8,000円となっております。

次に、介護給付費につきましては、要介護認定者及び要支援認定者に係る介護サービス、介護予防サービス給付費の増加に伴い、介護予防サービス等諸費7,499万2,000円、介護予防サービス等諸費726万3,000円、その他諸費9万9,000円、高額介護サービス等費114万8,000円、特定入所者介護サービス等費230万円、高額医療合算介護サービス等費95万8,000円を計上いたしておるところでございます。

次に、地域支援事業、包括的支援事業2事業費につきましては、家族介護支援事業委託料25万2,000円を計上いたしておるところでございます。

以上が、平成25年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3次）の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○田島乾正議長 質疑なしと認めます

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております平成25年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3次）の件については、会議規則第39条第1項の規定により厚生委員会に付託したいと思

います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

○田島乾正議長 お諮りします。日程4、平成26年度当初予算に関する説明から、日程15、議案第14号、平成26年度岬町水道事業会計予算の件までの12件を一括議題にしたいと思いません。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

よって、日程4から、日程15、議案第14号までの12件を一括議題にすることに決定しました。

平成26年度当初予算に関する説明を求めます。副町長、中口守可君。

○中口副町長

日程4、平成26年度当初予算に関する説明及び、日程5、議案第4号、平成26年度岬町一般会計予算の件から、日程15、議案第14号、平成26年度岬町水道事業会計予算の件まで合わせまして、12件の提案の説明をさせていただきます。長時間になると思いますが、よろしくお願いたします。

それでは、まず、平成26年度岬町一般会計予算の件についてご説明いたします。

予算書2ページをごらんください。第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ69億8,800万円を計上いたしており、対前年度比13.4%の増となっております。なお、平成26年度予算では、借換債の発行に伴い、歳入歳出予算にそれぞれ1億7,300万円を計上いたしておりますので、借換債を除く実質的な対前年度比は10.6%の増となっております。

また、一般会計予算には、大阪府からの受託事業といたしまして、20万円を計上いたしております。平成25年度には、受託事業といたしまして、国と府を合わせて2,813万3,000円を計上いたしておりましたので、先の借換債と合わせまして、受託事業経費を除くと、財政規模は対前年度比11.1%の増となっております。主な要因といたしましては、国からの受託

事業であります第二阪和国道用地買収事務が、平成25年度で終了したことによるものでございます。

第2条は、債務負担行為の定めでございます。事項、期間及び限度額は、予算書10ページ第2表債務負担行為に掲げております。債務負担行為設定事項は、退職手当、平成26年度退職者分割支給分となっております。第3条の地方債につきましては、予算書11ページ、第3表地方債に掲げております。集会所整備事業ほか12事業につきましては、起債の目的ごとに、限度額、起債の方法等を定めております。

第4条の一時借入金につきましては、借入れの最高額を20億円と定めております。第5条につきましては、歳出予算の流用についての定めでございます。

続きまして、事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書13ページ、14ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細に16ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照願います。

款1、町税につきましては、21億9,215万9,000円を計上いたしております。景気が緩やかに回復しつつある中で、個人、法人ともに減収が見込まれ、地価については引き続き下落しているものの、町民税均等割りの税率に対して、復興特別税分が今後10年間新たに加算されること。また、多奈川地区多目的公園に設置された太陽光パネルに係る償却資産の増収等により、対前年度1,713万7,000円の増額となっております。款2、地方贈与税から款9、地方特例交付金までの各種譲与税、交付金につきましては、2億8,881万4,000円を計上いたしております。平成25年度の収入見込み及び平成26年度の地方財政計画などを踏まえ、対前年度121万3,000円の減額となっております。

款10、地方交付税につきましては、本町の税收等の状況、平成25年度見込額や、平成26年度地方財政計画などを踏まえまして、対前年度219万円4,000円減額の18億2,600万円を計上いたしております。内訳といたしましては、普通交付税が15億6,100万円、特別地方交付税が2億6,500万円となっております。

款11、交通安全対策特別交付金につきましては、前年度と同額の400万円を計上いたしております。

款12、分担金及び負担金につきましては、保育料の増加などにより、対前年度133万8,000円増額の9,787万8,000円を計上いたしております。

款13、使用料及び手数料につきましては、幼稚園授業料の増加などにより、対前年度14万

8, 000円増額の9, 575万9, 000円を計上いたしております。

款14、国庫支出金につきましては、緑ヶ丘住宅建て替えに係る社会資本整備総合交付金、4月からの消費税率引き上げに伴う臨時福祉寄附金給付事業費補助金の増額などにより、対前年度3億618万円増額の6億4, 244万7, 000円を計上いたしております。

款15、府支出金につきましては、子育て支援対策臨時特例交付金の増加などにより、対前年度662万3, 000円増額の4億2, 454万1, 000円を計上いたしております。

款16、財産収入につきましては、町有地売払収入の減少などにより、対前年度432万3, 000円減額の6, 126万4, 000円を計上いたしております。

款17、寄付金につきましては、岬ゆめ・みらい寄付金の増加により、対前年度171万9, 000円増額の367万6, 000円を計上いたしております。

款18、繰入金につきましては、対前年度4, 976万2, 000円増額の2億3, 444万円を計上いたしております。主な内容といたしましては、当初予算で必要な財源を措置するための財政調整基金繰入金として、前年度の増額の1億5, 000万円のほか、深日財産区、多奈川財産区などの特別会計繰入金6, 934万8, 000円を計上いたしております。

款20、諸収入につきましては、国からの第2阪和国道用地買収事務受託事業収入の減少などにより、対前年度1, 020万1, 000円減額の1億7, 282万2, 000円を計上いたしております。

款21、町債につきましては9億4, 420万円を計上いたしております。借換債のほか、ともに本年度より本体工事に着手することに伴う公営住宅整備事業債、道の駅整備事業債の増加などにより、対前年度4億6, 002万4, 000円の増額となっております。なお、借換債を除く対前年度は2億8, 702万4, 000円の増額となっております。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。予算書15ページをごらんください。

なお、詳細につきましては34ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、議会費につきましては、議員報酬の減少などにより、対前年度621万2, 000円減額の1億647万1, 000円を計上いたしております。

款2、総務費につきましては、一般職退職手当や、大阪府防災行政無線の再整備に係る負担金の増加などにより、対前年度9, 799万9, 000円増額の9億4, 180万9, 000円を計上いたしております。新規施策といたしましては、耐震性にすぐれた建物に建てかえ、新たに地域防災計画の避難所に指定することで、地域防災の拠点と位置づける淡輪16区集会所整備事業や、配偶者などから危害を受け、または危害を受けるおそれのある虐待被害者を必要に応じて、

緊急一時保護を行う配偶者等虐待防止緊急一時保護事業を計上いたしております。

款3、民生費につきましては、障害福祉サービスに係る扶助費や、介護保険特別会計繰出金の増加などにより、対前年度1億4,181万3,000円増額の2億9,893万2,000円を計上いたしております。新規施策といたしましては、4月からの消費税率引き上げに伴い、それぞれ住民税非課税世帯と児童手当受給世帯を対象に給付金を給付する臨時福祉給付金給付事業、子育て世帯臨時特例給付事業を計上いたしております。

また、乳幼児等医療費助成事業に係る助成の対象年齢につきましては、前年度は入院医療費助成の対象年齢を中学校卒業年度末までに引き上げを行ったところですが、本年度は通院医療費助成の対象年齢を小学卒業年度末までと引き上げを行うとともに、保育所の早期保育の開始を、7時30分から7時へと30分早めるとともに、土曜保育の終了時間を17時から19時へと2時間の延長を行うことで、保護者の子育て支援を拡充いたします。

款4、衛生費につきましては、健康増進計画策定事業や深日墓地改修事業などの新規施策の増加などにより、対前年度1,399万6,000円増額の6億504万6,000円を計上いたしております。

また、前年度からの拡充施策といたしましては、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るために、妊婦健診の助成について、前年度は新たに超音波検査回数の増加を行い、拡充を行ったところですが、本年度はさらに基本となる健診の1回当たり助成額を増額するとともに、超音波検査のほか健診内容に応じて柔軟に使用することができるフリー券も設け、一人当たり助成額を7万4,590円から11万6,840円へ増額し、妊婦の経済的負担軽減を図っております。

また、高齢者の肺炎球菌ワクチン接種について、一部助成の対象年齢を現在の75歳以上から、70歳以上へと拡充を図っております。

款6、農林水産業費につきましては、イノシシやアライグマ等の有害鳥獣による農作物被害を防止するための鳥獣被害防止総合対策事業などの新規施策の増加などにより、対前年度500万5,000円増額の4,451万8,000円を計上いたしております。

款7、商工費につきましては、本年度より本体工事に着手する（仮称）道の駅「みさき」の整備事業の増加などにより、対前年度8,864万2,000円増額の1億6,752万7,000円を計上いたしております。新規施策として、本年度に設立される岬町観光協会に支援を行い、本町の自然、歴史、文化を生かした観光レクリエーションの取り組みへ一層の推進を図ってまいります。

款8、土木費につきましては、本年度より本体工事に着手する緑ヶ丘住宅建設事業や、（仮称）町道岬海岸連絡線整備事業の増加などにより、対前年度3億5,870万4,000円増額の9億9,571万4,000円を計上いたしております。新規施策といたしましては、前年度に策定した町道舗装修繕計画に基づき、必要性が高い箇所から順次舗装修繕を行う町道舗装修繕事業のほか、雨天時の湧水等により崩壊のおそれのある多奈川東地区法面について、法面整備事業を計上いたしております。

款9、消防費につきましては、泉佐野市以南の3市3町で構成する泉州南消防組合の負担金などにより、対前年度2,731万4,000円増額の3億5,532万7,000円を計上いたしております。

新規施策といたしましては、地域の消防力充実のため、現在、深日分団に配備している車両の更新を行います。また、国の東南海・南海地震に係る被害想定を踏まえた現在の地域防災計画の見直しにつきましては、前年度より実施しておりますが、本年度においても引き続き、見直しに係る経費を計上し、新たに地域防災計画を策定する予定でございます。

さらに、前年度の総合防災訓練に引き続き、大地震や津波被害を想定し、全町民を対象とした津波避難訓練、避難所開設訓練を実施することで、災害の未然防止と防災意識の高揚を図ってきたいと考えております。

款10、教育費につきましては、対前年度464万1,000円増額の4億8,555万円を計上いたしております。新規施策といたしましては、人工芝化を図る町立テニスコート整備事業のほか、深日小学校の支援学級と、多奈川小学校の図書室、会議室へのエアコン設置事業、子ども知識や技能を活用する力の向上を図るため、思考力トレーニング教材を配付し、学力診断テストで検証する学力向上チャレンジアップ事業を計上いたしております。

また、いじめ、不登校等の諸問題を解決するため、新たにスクールソーシャルワーカーを設置するとともに、スクールカウンセラーについては派遣回数を増加いたします。年次的に実施しております学校耐震補強事業におきましては、本年度は淡輪小学校の特別教室等の実施設計費を計上いたしております。この実施設計を行うことで平成27年度には、耐震補強工事を予定しており、この校舎の耐震補強の完了によりまして、耐震化率100%を達成する予定でございます。

款12、公債費につきましては、通常分の元利償還金は減少するものの、借換に伴う償還金の増加に伴い、対前年度9,160万2,000円増額の11億4,888万2,000円を計上いたしております。なお、借換を除く対前年度は8,139万8,000円の減額となっております。

款13、諸支出金につきましては、岬ゆめ・みらい基金などの基金積立金の増加により、対前年度149万6,000円増額の3,322万4,000円を計上いたしております。

款15、予備費につきましては、前年度と同額の500万円を計上いたしております。

以上が、平成26年度岬町一般会計予算でございます。

続きまして、平成26年度岬町国民健康保険特別会計予算の件につきまして、ご説明いたします。予算書111ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ26億7,126万7,000円を計上いたしており、対前年度費2.1%の減となっております。第2条の一時借入金につきましては、借入れの最高額を5億円と定めております。第3条は、歳出予算の流用についての定めでございます。

続きまして、事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書117ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては119ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、国民健康保険料につきましては、一般被保険者保険料の増加などにより、対前年度2,952万円増額の6億5,774万4,000円を計上いたしております。

款2、一部負担金につきましては、一般被保険者一部負担金などいたしまして、前年度と同額の2,000円を、款3、使用料及び手数料につきましても、督促手数料といたしまして、前年度と同額の1,000円をそれぞれ計上いたしております。

款4、国庫支出金につきましては、療養給付費等負担金の増加などにより、対前年度6,182万6,000円増額の5億5,150万円を計上いたしております。

款5、療養給付費交付金につきましては、退職者医療交付金といたしまして、対前年度3,035万3,000円減額の9,360万円を計上いたしております。

款6、前期高齢者交付金につきましては、対前年度1億6,393万6,000円減額の7億8,659万3,000円を計上いたしております。

款7、府支出金につきましては、普通調整交付金の増加などにより、対前年度3,256万7,000円増額の1億4,787万7,000円を計上いたしております。

款8、共同事業交付金につきましては、保険財政共同安定化事業交付金の増加などにより、対前年度929万6,000円増額の2億6,965万1,000円を計上いたしております。

款9、財産収入につきましては、基金預金利子といたしまして、前年度と同額の1,000円を計上いたしております。

款10、繰入金につきましては、財政基盤安定基金繰入金の増加などにより、対前年度357万8,000円増額の1億6,384万2,000円を計上いたしております。

款12、諸収入につきましては、特定健康診査等受託料の減少などにより、対前年度3万7,000円減額の45万6,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。予算書118ページをごらんください。なお、詳細につきましては124ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、総務費につきましては、一般管理経費の減少などにより、対前年度268万円減額の3,861万6,000円を計上いたしております。

款2、保険給付費につきましては、一般被保険者療養給付費の減少などにより、対前年度3,693万2,000円減額の19億2,633万5,000円を計上いたしております。

款3、後期高齢者支援金等につきましては、対前年度1,137万7,000円減額の2億6,381万1,000円を計上いたしております。

款4、前期高齢者納付金等につきましては、対前年度3,000円増額の37万2,000円を計上いたしております。

款5、老人保健拠出金につきましては、対前年度2,000円減額の1万2,000円を計上いたしております

款6、介護納付金につきましては、対前年度359万5,000円減額の1億1,260万4,000円を計上いたしております。

款7、共同事業拠出金につきましては、保険財政共同安定化事業拠出金の拠出金の減少などにより、対前年度229万1,000円減額の2億6,855万1,000円を計上いたしております。

款8、保健事業につきましては、対前年度66万5,000円減額の2,831万5,000円を計上いたしております。主な事業といたしましては、特定検診事業や生活習慣病予防対策事業に加えまして、ジェネリック医薬品への変更勧奨などを通じまして、医療費の適正化を図る事業を引き続き実施するものでございます。

款9、基金積立金に、財政基盤安定基金積立金といたしまして前年度と同額の1,000円を、
款10、公債費につきましては一時借入金利子といたしまして、前年度と同額の100万円
款11、諸支出金につきましては、一般被保険者保険料還付金などといたしまして前年度と同額の165万円を、款12予備費につきましても、前年度と同額の3,000万円をそれぞれ計上いたしております。

以上が、平成26年度岬町国民健康保険特別会計予算でございます。

次に、平成26年度岬町後期高齢者医療特別会計予算の件につきまして、ご説明いたします。

予算書141ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ2億4,948万6,000円を計上いたしており、対前年度比0.6%の減となっております。事項別明細書により、予算の概要を説明させていただきます。予算書の145ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては147ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、後期高齢者医療保険料につきましては、普通徴収保険料の減少などにより、対前年度544万9,000円減額の1億9,208万9,000円を計上いたしております。

款2、使用料及び手数料につきましては、督促手数料の減少により、対前年度3,000円減額の1,000円を計上いたしております。

款4、繰入金につきましては、一般会計繰入金といたしまして対前年度396万3,000円増額の5,739万4,000円を計上いたしております。

款6、諸収入につきましては、延滞金などとしまして前年度と同額の2,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして説明させていただきます。予算書146ページをごらんください。なお、詳細につきましては、149ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、総務費につきましては、徴収経費の増加などにより、対前年度8万1,000円増額の187万9,000円を計上いたしております。

款2、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、後期高齢者医療保険料納付金の減少などにより、対前年度127万円減額の2億4,730万7,000円を計上いたしております。

款3、諸支出金につきましては、保険料還付金といたしまして対前年度30万円減額の20万円を計上いたしております。

款4、予備費につきましては、前年度と同額の10万円を計上いたしております。

以上が、平成26年度岬町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

次に、平成26年度岬町下水道事業特別会計予算の件につきまして、ご説明いたします。

予算書152ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ5億2,660万2,000円を計上いたしてお

り、対前年度比14.6%の減となっております。

第2条の地方債につきましては、予算書156ページ第2表地方債に掲げております。下水道事業について、地方債の限度額、起債の方法等を定めております。

第3条の一時借入金につきましては、借入れの最高額を5億円と定めております。

第4条は歳出予算の流用についての定めでございます。

続きまして、事項別明細書により、予算の概要を説明させていただきます。

予算書の158ページをごらんください。歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては、160ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、繰入金につきましては一般会計繰入金といたしまして、対前年度821万5,000円減額の2億7,445万6,000円を計上いたしております。

款2、町債につきましては、公共下水道事業債の減少などにより、対前年度7,600万円減額の1億2,220万円を計上いたしております。

款3、国庫支出金につきましては、社会資本整備総合交付金といたしまして、対前年度700万円減額の800万円を計上いたしております。

款4、諸収入につきましては、淡輪中継ポンプ場維持管理受託事業収入の増加などにより、対前年度7万5,000円増額の82万4,000円を計上いたしております。

款5、使用料及び手数料につきましては、排水設備工事指定業者及び責任技術者登録等手数料の増加などにより、対前年度58万4,000円増額の1億1,174万2,000円を計上いたしております。

款6、分担金及び負担金につきましては、受益者負担金といたしまして、対前年度26万6,000円増額の938万円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明させていただきます。

予算書159ページをごらんください。なお、詳細につきましては、163ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、総務費につきましては、一般管理経費といたしまして、対前年度1,197万7,000円減額の9,541万2,000円を計上いたしております。

款2、事業費につきましては、公共下水道工事費の減少などにより、対前年度8,329万3,000円減額の3,638万7,000円を計上いたしております。

事業費の内訳といたしましては、流域下水道事業費904万1,000円、公共下水道工事費2,734万6,000円となっております。

款3、公債費につきましては、地方債元利償還金の増加などにより、対前年度498万円増額の3億9,480万3,000円を計上いたしております。

以上が、平成26年度岬町下水道事業特別会計予算でございます。

次に、平成26年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算の件につきまして、ご説明させていただきます。予算書176ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ1,506万7,000円を計上いたしており、対前年度比9.1%の増となっております。

続きまして、事項別明細書により、予算の概要を説明させていただきます。予算書の180ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては、182ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、繰入金につきましては、一般会計繰入金といたしまして、対前年度158万4,000円増額の1,363万3,000円を計上いたしております。

款2、使用料及び手数料につきましては、排水処理施設使用料の減少などにより、対前年度27万1,000円減額の143万4,000円を計上いたしております。

なお、分担金及び負担金、諸収入につきましては、科目を廃止するものでございます。

次に、歳出予算の概要につきまして、ご説明させていただきます。予算書181ページをごらんください。なお、詳細につきましては184ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、総務費につきましては、一般管理経費といたしまして、対前年度37万8,000円減額の452万1,000円を計上いたしております。

款2、公債費につきましては、地方債元利償還金の増加などにより、対前年度163万6,000円増額の1,054万6,000円を計上いたしております。

以上が、平成26年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算でございます。

次に、平成26年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算の件につきまして、ご説明いたします。予算書の187ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ17億9,518万2,000円を計上いたしており、対前年度7.9%の増となっております。

第2条の一時借入金につきましては、借入れの最高額を2億円と定めております。

第3条は、歳出予算の流用についての定めでございます。

続きまして、事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書193ページをごらんください。歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては195ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、保険料につきましては、第1号被保険者保険料といたしまして、対前年度2,831万円増額の3億1,068万円を計上いたしております。

款3、使用料及び手数料につきましては、督促手数料といたしまして、対前年度1万8,000円増額の5万1,000円を計上いたしております。

款4、国庫支出金につきましては、介護給付費負担金の増加などにより、対前年度3,398万7,000円増額の4億1,680万7,000円を計上いたしております。

款5、支払基金交付金につきましては、介護給付費交付金の増加などにより、対前年度4,075万円増額の4億9,688万8,000円を計上いたしております。

款6、府支出金につきましては、介護給付費負担金の増加などにより、対前年度1,943万1,000円増額の2億4,242万3,000円を計上いたしております。

款8、財産収入につきましては、基金預金利子といたしまして、対前年度19万3,000円減額の3万8,000円を計上いたしております。

款10、繰入金につきましては、対前年度962万6,000円増額の3億2,819万7,000円を計上いたしております。繰入金の内訳といたしましては、一般会計繰入金2億7,237万7,000円、介護給付費準備基金繰入金5,582万円となっております。

款11、諸収入につきましては、介護保険料延滞金などといたしまして、対前年度1万9,000円減額の9万8,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。予算書の194ページをごらんください。

なお、詳細につきましては、199ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、総務費につきましては、一般管理経費の減少などにより、対前年度1,052万5,000円減額の5,262万6,000円を計上いたしております。

款2、保険給付費につきましては、居宅介護サービス給付費の増加などにより、対前年度1億3,795万6,000円増額の17億394万9,000円を計上いたしております。

款4、地域支援事業費につきましては、任意事業費の増加などにより、対前年度447万9,000円増額の3,600万7,000円を計上いたしております。

款6、公債費につきましては、一時借入金利子といたしまして50万円を、款7、諸支出金に

つきましては、介護保険料償還金といたしまして10万円を、款8、予備費につきましても20万円をそれぞれ前年度と同額を計上いたしております。

以上が、平成26年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算でございます。

続きまして、平成26年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算につきまして、ご説明いたします。予算書217ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ1,682万4,000円を計上いたしており、対前年度比2.2%の増となっております。

事項別明細書により、予算の概要を説明させていただきます。

予算書の221ページをごらんください。歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては223ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、サービス収入につきましては、国保連合会から支払われる介護報酬などといたしまして、対前年度94万3,000円増額の1,677万8,000円を計上いたしております。

款2、諸収入につきましては、実習生受入協力金といたしまして、対前年度57万7,000円減額の4万6,000円を計上するものでございます。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。

予算書の222ページをごらんください。詳細につきましては、224ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、事業費につきましては、居宅予防サービス等事業費といたしまして、対前年度36万6,000円増額の1,682万4,000円を計上いたしております。

以上が、平成26年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算でございます。

次に、平成26年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件につきましてご説明いたします。

予算書230ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ893万9,000円を計上いたしており、対前年度比4.0%の減となっております。

事項別明細書により、予算の概要を説明させていただきます。

予算書の234ページをごらんください。歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては236ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、財産収入につきましては、土地貸し付け収入の減少などにより、対前年度24万1,000円減額の267万9,000円を計上いたしております。

款2、繰越金につきましては、前年度繰越金といたしまして1,000円を、款3、諸収入に

つきましても、預金利子といたしまして1,000円を、それぞれ前年度の同額を計上いたしております。

款4、繰入金につきましては、淡輪地区財産区基金繰入金及び一般会計繰入金といたしまして、対前年度13万円減額の625万8,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明させていただきます。

予算書235ページをごらんください。なお、詳細につきましては238ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、財産費につきましては、財産区有財産に係る維持管理経費の減少などにより、対前年度147万円減額の630万2,000円を計上いたしております。

款2、諸支出金につきましては、淡輪地区財産区基金積立金及び一般会計繰出金といたしまして、対前年度109万9,000円増額の163万7,000円を計上いたしております。

款3、予備費につきましては、前年度と同額の100万円を計上いたしております。

以上が、平成26年度岬町淡輪財産区特別会計予算でございます。

次に、平成26年度岬町深日財産区特別会計予算の件につきまして、ご説明いたします。

予算書の242ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ5,916万1,000円を計上いたしており、対前年度比125.8%の増となっております。

事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。

予算書の246ページをごらんください。歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては248ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、財産収入につきましては、マツタケ採取権売払収入の増加などにより、対前年度1万2,000円増額の2,173万3,000円を計上いたしております。

款2、繰越金につきましては、前年度繰越金といたしまして、前年度と同額の1,000円を計上いたしております。

款3、諸収入につきましても預金利子などといたしまして、前年度と同額の9,000円を計上いたしております。

款4、繰入金につきましては、深日地区財産区基金繰入金といたしまして、対前年度3,295万2,000円増額の3,741万8,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして説明させていただきます。

予算書247ページをごらんください。なお、詳細につきましては250ページ以降に記載し

ておりますので、あわせてご参照ください。

款1、財産費につきましては、財産区有財産に係る財産区管理会経費の増加などにより、対前年度10万3,000円増額の661万9,000円を計上いたしております。

款2、諸支出金につきましては深日地区財産区基金積立金及び一般会計繰出金といたしまして、対前年度3,286万1,000円増額の5,154万2,000円を計上いたしております。

款3、予備費につきましては、前年度と同額の100万円を計上いたしております。

以上が、平成26年度岬町深日財産区特別会計予算でございます。

次に、平成26年度岬町多奈川財産区特別会計予算の件につきまして、ご説明いたします。

予算書の254ページをごらんください。

第1条の予算総額といたしまして、歳入歳出それぞれ6,492万5,000円を計上いたしており、対前年度比39.8%の増となっております。事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書の258ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては260ページ以降に記載しておりますので、合わせてご参照ください。

款1、財産収入につきましては、マツタケ採取権売払収入の減少などにより、対前年度115万5,000円減額の37万5,000円を計上いたしております。

款2、諸収入につきましては、預金利子などといたしまして、前年度と同額の2,000円を計上いたしております。

款3、繰入金につきましては、多奈川地区財産区基金繰入金及び一般会計繰入金といたしまして、対前年度1,962万3,000円増額の6,454万8,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明させていただきます。

予算書259ページをごらんください。なお、詳細につきましては262ページ以降に記載しておりますので、合わせてご参照ください。

款1、財産費につきましては、財産区有財産に係る維持管理経費の増加などにより、対前年度79万2,000円増額の856万3,000円を計上いたしております。

款2、諸支出金につきましては、多奈川地区財産区基金積立金及び一般会計繰出金といたしまして、対前年度1,767万6,000円増額の5,536万2,000円を計上いたしております。

款3、予備費につきましては、前年度と同額の100万円を計上いたしております。

以上が、平成26年度岬町多奈川財産区特別会計予算でございます。

最後に、別にお配りしております平成26年度水道事業会計予算書をごらんください。

平成26年度岬町水道事業会計予算の件についてご説明いたします。予算書の2ページをご参照願います。

第2条の平成26年度の業務の予定量につきましては、給水戸数8,121戸、年間総給水量198万1,227立方メートル、1日平均給水量5,428立方メートルを予定しております。

第3条の収益的収入及び支出の予定額につきましては、事業収益5億9,076万6,000円。事業費用5億7,263万6,000円を計上いたしております。

予算書3ページをご参照願います。

第4条の資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的収入8,819万9,000円、資本的支出2億8,067万8,000円を計上いたしております。

また、資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する1億9,247万9,000円につきましては、過年分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

第5条では、一時借入金の限度額を3億円と定めております。

第6条では、予定支出の各項の経費の金額を流用できる項目を設定しております。

第7条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めてございます。

予算書4ページをご参照願います。

第8条では、たな卸資産の購入限度額を、第9条では、建設改良事業の施工により取得する資産の予定額をそれぞれ定めております。

以上、平成26年度一般会計予算のほか、10会計予算の概要につきましてご説明させていただきました。本件につきましては、後日、開催が予定されております各常任委員会に付託されるものと存じますので、ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、それぞれ総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第4号、平成26年度岬町一般会計予算の件から、議案第14号、平成26年度岬町水道事業会計予算の件までの11件を、会議規則第39条第1項の規定により、それぞれ総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、それぞれ総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決定しました。

○田島乾正議長 日程16、議案第15号、泉佐野市と岬町間の休日診療事務委託に関する規約の変更に関する協議の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程16、議案第15号、泉佐野市と岬町間の休日診療事務委託に関する規約の変更に関する協議の件についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、休日診療所の事務委託に係る負担割合を変更することについて、泉佐野市と岬町との間の休日診療事務委託に関する規約を変更するに当たり、泉佐野市と協議することについて、議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更につきましては、本年4月から現行の休日診療所を移転し、機能拡充をする泉州南部初期急病センターの運営が開始されることに伴い、その運営に係る負担割合の変更及び文言の整理を行っているものでございます。

それでは、変更内容についてご説明させていただきます。議案書の裏面及び新旧対照表をごらんください。

事務委託の範囲について規定をしております第1条につきましては、休日診療所の管理及び執行、休日診療に改める文言整理をいたしております。

次に、第2条につきましても文言を整理しているもので、全町に規定する休日診療所を事務委託に改めるものでございます。

次に、第4条の負担割合につきましては、その負担割合について人口割、利用者割、それぞれ2分の1の割合を、人口割1割、利用者割9割に改めるものでございます。この負担割合を改めることによりまして、本町にとっては有利な方向に働くのではないかなと考えているところでございます。

次に、第5条、第6条、第7条につきましては、文言整理をするものでございまして、休日診療所を事務委託に改めるものでございます。

また、附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

また、経過措置といたしまして、変更後の第4条の規定は、平成26年度以降の年度分の負担割合について適用し、平成25年度分までの負担の割合については、なお従前の例によると定められておるところでございます。

以上が変更の内容の概要でございます。本件は、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております泉佐野市と岬町の間の休日診療事務委託に関する規約の変更に関する協議の件については、会議規則第39条第1項の規定により厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

○田島乾正議長 日程17、議案第16号、岬町いじめ問題対策連絡協議会等条例を制定する件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、白井保二君。

○白井総務部長 日程17、議案第16号、岬町いじめ問題対策連絡協議会等条例を制定する件についてご説明いたします。

提案理由につきましては、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、岬町いじめ問題対策連絡協議会、その他の組織を設置し、いじめの防止等に必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

この条例案の内容を説明する前に、条例を制定するに至った根拠法令の背景や概要を、まず、説明させていただきまして、その後に制定する条例の内容を説明させていただきます。

なお、この説明につきましては、本議案書とあわせて送付させていただいておりますいじめ防止対策推進法の概要により、その説明をさせていただきますので、概要版をごらんください。

まず、この法律が制定されるに至った背景につきましては、平成23年10月の滋賀県大津いじめ事件など「いじめ」が、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その身体の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることにかんがみに、いじめの防止等のための対策を総合的、かつ効果的に推進することを目的に制定されまして、平成25年9月から施行されたところであります。

次に、この法律の概要でございます。

まず、2. 総則におきましては、いじめを定義するとともに、いじめの防止等のための対策に関する基本理念、いじめの禁止、関係者の責務について定めております。また、3. いじめ防止基本方針等におきましては、いじめの防止に関して、国、地方公共団体及び学校は、いじめ防止に関する基本方針を制定することを規定しております。

次に、地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察など、その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる旨を規定しており、本条例の前半部分につきましては、この規定に基

づき、制定するものでございます。

次に、4. いじめの防止等に関する基本的施策として、（1）においては、学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策を、（2）においては、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策を定めております。

次に、5. いじめの防止等に関する具体的な措置として、（1）においては、学校はいじめの防止等に関する措置を実行的に行うため、専門的な知識を有す者などで構成される組織を置くこと。（2）におきましては、個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として、いじめの事実確認、いじめを受けた児童等に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導などを定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの、所管警察署との連携について定めております。

裏面をごらんください。また、（3）におきましては、懲戒、出席停止制度の適切な運用等、その他いじめへの防止等に関する措置について定めております。

次に、6. 重大事態が発生したときの対処として、（1）におきまして、学校の設置者及び学校は、いじめにより児童等の生命、身体などに重大な被害が生じた疑いがあると認める重大事態に対しては、同種の事態の発生を防止するため、速やかに当該学校の設置者及び学校の下に組織を設け、適切な方法により、事実関係を明確にするための調査を行うことを定めております。

（2）におきましては、学校の設置者及び学校は、上記の調査を行ったときは、当該いじめに係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供することについて定めております。

また、（3）におきまして、地方公共団体の長に対しては重大事態が発生した旨の報告する義務を、地方公共団体の町は、当該報告内容に係る重大事態への対処方法及び重大事態への発生防止のため、必要と認めるときは、専門知識を有する者で構成するよる附属機関を設置し、学校からの重大事態に係る報告内容の再調査等を行うことや、再調査の結果を踏まえて、必要な措置を講じることなどについて定めております。

なお、制定を予定しております条例の後半につきましては、この重大事態の発生に伴う学校からの報告内容について、町長が必要と認めるとき、再調査を行う調査機関を設置することについて規定しております。

こうした状況を踏まえまして、いじめ防止対策推進法及び国のいじめ防止基本方針などにより、本町に設置が急がれておりますいじめ問題対策連絡協議会及び重大事態に係る報告内容等の再調査を行ういじめ問題調査委員会の設置に関する条例の概要を説明させていただきます。

引き続き、この概要版及び条例案をあわせてご参照ください。

岬町いじめ問題対策連絡協議会等条例案は、第1章から第4章まで、及び附則から構成されております。

まず、第1章、総則において、この条例は、法の規定に基づき、本町が設置するいじめ問題対策連絡協議会その他の組織に関し、必要な事項を定めることとしております。

次に、第2章においては、いじめ防止対策推進法第14条第1項に規定するいじめ問題対策連絡協議会に関する規定を設けております。

第2条及び第3条においては、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携の推進に関し、必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体の連絡調整を図るため、連絡協議会を設置することといたしております。

次に、第4条においては、この連絡協議会はいじめの防止等に関係する機関（学校、教育委員会事務局、児童相談所、大阪法務局、大阪府警察）及びいじめの防止等に関係する団体の構成員など、委員20名以内で構成することとしております。

次に、第5条において、委員の任期は2年とし、委員は再任されることができるとしております。概要版の次のページをごらんください。

次に、第6条から第8条までにおいては、連絡協議会は、委員の互選によって選ばれた会長が招集し、会議の議長となること。また、この連絡協議会には必要があると認める関係者の出席及び資料の提出を求めることができるとしております。

また、第9条においては、この連絡協議会の庶務は、町長部局のいじめの防止等を所管する課において行うことといたしております。

次に第3条においては、いじめ防止対策推進法第30条第2項に規定する岬町いじめ問題調査委員会に関する規定を設けております。

まず、第10条及び第11条においては、重大事態に係る事実関係を明確にするための学校等の調査結果の報告内容について、地方公共団体の町は必要があると認めるときは、専門的な知識及び経験を有する第三者によって再調査等を実施するため、調査委員会を設置することとしております。

次に、第12条においては、この調査委員会は専門的な知識及び経験を有する者、例えば、弁護士、精神科医、学識経験者、心理、福祉の専門家などを予定し、委員10名以内で構成することとしております。

なお、委員につきましては、当該いじめ問題の関係者と直接の人的関係、また特別の利害関係

を有しない者、すなわち第三者で構成することが求められております。

次に、委員の任期につきましては第16条の準用規定に基づきまして、委員の任期は2年としております。

次に、第13条から第16条におきましては、この調査委員会は委員の互選によって選ばれた委員長が招集し、会議の議長となること。また、この調査委員会には必要があると認められる臨時委員を置くことが、また必要があると認められる関係者の出席及び資料の提出を求めることができるとしております。

次に、第16条の準用規定に基づき、この調査委員会の庶務は町長部局のいじめの防止等を所管する課において行うことといたしております。

最後に、附則においては、この条例は平成26年4月1日から施行すること。

また、連絡協議会の委員に対する報酬に関して、非常勤の特別職の報酬等に関する条例の一部改正を予定しております。

以上、岬町いじめ問題対策連絡協議会等条例の内容についてご説明させていただきました。

本件は、総務文教委員会に付託の予定とお聞きしております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。竹内邦博君。

○竹内邦博君 私、事業委員の方に属しておりますので、1点だけ確認をさせていただきます。

この条例の第4条、連絡協議会は委員20人以内でもって組織すると。団体、構成員及びその他町長が必要と認めるものという中での(6)のいじめ防止等に関する団体というのが載っておりますが、この団体とは、どういうところを指しているのかだけ、教えてください。

○田島乾正議長 白井総務部長。

○白井総務部長 条例案の第4条の第2項第6号、いじめ防止等に関する団体でございます。これにつきましては、予定しておりますのは、いじめの防止等に関する団体といたしまして、学校のPTA、また青少年指導員、また人権協会、その他の団体を構成する団体を予定しております。

して、それらの代表者をもってして、協議会の方に参画していただく予定といたしております。

○田島乾正議長 他に質疑ございませんか。道工晴久君。

○道工晴久君 大事なことでございます。どこの市町村とも、この問題はかなり取組も真剣にやられていると伺っておりますが、実質いろんな委員さんを招集して、会議を進めていく上においては、事務局体制がどうなっているのか、その辺をお聞きをしたいと思います。

○田島乾正議長 白井総務部長。

○白井総務部長 今回、制定を予定しておりますいじめ問題対策連絡協議会等、また調査委員会など、これにつきましての事務局は今説明におきまして、町長部局のいじめの関係する所管課という形で、いじめ問題につきましては、重大なる人権の侵害と考えておりますので、人権推進課をもってして事務局を担当させていただき予定としております。

○田島乾正議長 道工晴久君。

○道工晴久君 人権推進課ということですが、いろんな資料づくりとか、こといろんなことが起きてまいりますと大変な事務量になります。そういうことを踏まえた上で、人的な配置をぜひとも真剣に取り組んでいただきたいと、これだけ要望しておきます。

○田島乾正議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町いじめ問題対策連絡協議会等条例を制定する件については、会議規則第39条第1項の規定により総務文教委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

○田島乾正議長 日程18、議案第17号、岬町債権管理条例を制定する件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。財政改革部長、白井保二君。

○白井財政改革部長 日程18、議案第17号、岬町債権管理条例を制定する件につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、町の債権の管理に関する事務の処理について、必要な事項を定めることにより、当該事務の一層の適正化及び効率化を図り、もって公正かつ円滑な行財政運営に資するため、本条例を制定するものでございます。

これから、条例の内容を説明させていただきますが、町の債権の管理に関して根拠となる法令が複雑となっているため、また、ごらんのとおり今制定する条項が多岐にわたっておりますので、本事案書と合わせてご送付させていただいております岬町債権管理条例案の概要により、その内容をご説明させていただきたいと思っております。

また、制定予定の規則の内容につきましても、関係する条項とあわせて説明させていただきたいと考えております。

なお、この条例の制定に際しまして、パブリックコメント手続要綱に基づき、住民の皆様方からご意見を募集いたしました。ご意見が寄せられなかったことをあわせてご報告させていただきます。

概要版をごらんください。最初に条例制定の背景であります。第1に債権管理に関して、根拠となる法令が複雑になっており、これを債権ごとに整理する必要があります。第2に、関係課においては、根拠条例の複雑さと相まって、滞納処分などの事務処理などの方法に整合性を欠いており、これを調整する必要があります。第3に、私債権に係る事項の援用、債権放棄などに係る事務の改善策を講ずる必要があることなどから、こうした背景を踏まえまして、本条例を制定するに至ったものでございます。

次に2. 条例案の概要を説明させていただきます。

まず、第1条において、この条例の目的を規定しており、全ての町の債権の管理について、債権の発生から消滅までの事務手続に必要な事項を定めることにより、この事務の一層の適正化及び効率化を図り、もって公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的といたしております。

次に、第2条において、この条例に用いる用語の定義を規定しており、まず、町の債権を町税、公債権及び私債権に分類することにしております。そして、公債権につきましては督促を受け、指定期限までに納付しないとき、地方税の滞納処分の例により処分することができる債権である強制徴収公債権と地方税の滞納処分の例により、処分することができない債権である非強制徴収公債権とに分類することにしております。

また、非強制徴収公債権と債権は地方税の徴収滞納処分の例により処分することができず、裁判所への訴訟手続などにより債権を回収することになるため、これらを合わせまして非強制徴収債権と分類することにしております。

なお、具体的に公債権、債権などに分類した債権の内容につきましては、このページの下段から裏面に記載しておりますので、後ほどご確認願います。

次のページをごらんください。

第3条において、本条例と法令等の関係を規定して、町の債権の管理については法律や制令、本町その他の条例や規則等に特別の定めがある場合を除き、この条例により、町として統一的な事務処理を行うことを規定しております。

次に、第4条においては、債権管理者の責務を規定し、法律や政令、本条例を含む本町の条例や規則等の定めにより、債権管理者、町長及び水道事業管理者でございますけれども、その債権管理者につきましては、町の債権の管理を適正に行う責務を負うことを規定しております。

次に第5条において、債権管理に関する台帳の整備を規定し、町の債権の管理を適正に行うため、債権管理者に台帳の整備を義務づけることを規定しております。

また、台帳に記載する事項は、この条例に基づき、債権の性質を踏まえて、規則で定めるとし、施行規則におきましては、この条例に記載する事項として、債権の名称、債務者の氏名及び住所、債権の額、債権の発生理由及び発生年月日、履行期限、債権の徴収に係る履歴及び債務者の財産、担保に関する事など、債権の管理に必要な事項を定める予定といたしております。

次に、第6条において、債権管理計画の策定を規定し、債権管理者は毎年度、町の債権の回収及び整理に関する目標を定めた計画の策定を義務づけております。

なお、施行規則において、この債権の徴収に関する経過期間として、毎年6月1日から翌年の5月31日の期間と定める予定といたしております。

次に第7条において、滞納者に関する情報の利用、または提供について規定しており、公債権の滞納者には認められておりますが、私債権には制約がある財産調査及び官公署への協力要請によって得られた個人情報については、町の債権の管理が公平性の確保を目的とし、この債権管理を円滑に行う必要性があるなどの公益性を踏まえ、私債権についても、町の債権の管理に必要な個人情報に限り、その利用及び提供を可能とすることを規定しております。

次に、第8条において、督促について規定しており、町の債権について納付期限までに納付しない債務者に対しては、地方自治法等に基づき、期限を指定して督促しなければならないことが規定されておりますが、さらにこの条例においても、すべての債権について督促状を発送することを債権管理者の義務として明確化しております。

また、第2項では、この条例に基づき、督促状を発したときは、督促手数料100円を徴収することを規定しております。

なお、施行規則におきましては、督促状の発付する時期については、履行期限後20日以内に、また、この督促において指定する期限につきましては、当該督促を発付した日から記載して、10日を経過した日と定める予定といたしております。

次のページをごらんください。

次に、第9条において延滞金について規定しており、履行期限までに履行されたものとの公平性を保つため、債権管理者は公債権について、この条例に基づく督促を行い、当初の履行期限までに履行されなかった金額に対して、債務者にやむを得ない事由がある場合を除き、町税と同様の割合により計算した延滞金を債務者から徴収することを規定しております。

また、債務者がやむを得ない事由により履行することができなかった場合には、債権管理者が延滞金を減額し、または免除することができることを規定しております。

なお、施行規則におきましては、この納付しなかったことについて、やむを得ない事由として、債務者が風水害、火災など被害に遭った場合、疾病、死亡、失業、事業不振や倒産などの事由により、担税能力が著しく低下した場合などを定める予定としております。

次に、第10条において、滞納処分等について規定しております。町税及び強制徴収公債権について、期限を指定して督促しても債務者が履行しないときは、法律や制令等の規定により、裁判所を介さずに、自力で滞納処分を行うことを債権管理者の義務として明確化しております。

また、第2項において、債権管理者は債務者が法律や政令等の定める事由に該当するときは、緩和措置であります徴収の猶予を、換価の猶予、または滞納処分の停止を行うことを規定しております。

次に、第11条から第16条までの債権の回収については、地方税の滞納処分の例によることができず、裁判所に対する強制執行の訴えなどの手続が必要な非強制徴収公債権及び私債権の管理につきましては、地方自治法第171条の2から171条の7まで規定しておりまして、この規定の内容を今回条例化したものであります。

まず、第11条において、強制執行等について規定しており、債権管理者は非強制徴収債権について履行期限を指定して、督促してもなお債務者が履行しないときは、裁判所を介して強制執行を行うことを債権管理者の義務として明確化しております。

なお、本条例に規定する督促から強制執行に至るまでの相当の期間の目安といたしましては、施行規則におきまして、その期間を1年間と規定する予定でございます。

引き続きまして、12条につきましては、履行期限の繰り上げについて規定しておりまして、町の債権に係る債務者が強制執行、滞納処分、破産手続開始の決定を受けるなどの事情が発生し

たときは、債権管理者は遅滞なく法律や政令の規定により、債務者に対して履行期限を繰り上げる旨の通知をすること、また、そのために履行期限の繰上げを通知することを債権管理者の義務として明確化しております。

なお、施行規則におきましては、履行期限を繰上げる旨の通知を行う事例として、債務者の破産手続の開始の決定、相続における限定承認、担保の提出の不履行などを定める予定としております。

次に、第13条において、債権の申出等について規定しております。町の債権に係る債務者が滞納処分や強制執行等を受けたときは、また、債務者が死亡し、相続人が限定承認したときなどは、債権管理者が債権者としての配当の要求、その他債権の申出の措置をとるため、これらの措置を債権管理者の義務として明確化しております。

なお、施行規則におきましては、配当の要求または債権の申出を行う事例として、強制競売の開始決定、破産開始手続の決定、法人の解散など定める予定としております。

次のページをごらんください。

次に、第14条においては、徴収停止について規定しております。債権管理者は、非強制徴収債権について納期限後、相当の期間を経過しても履行されないものについて、その債務者が法人の場合、事実上の廃業、債務者が行方不明、または少額債権の場合などで強制執行の費用を回収する見込みがないと認められる場合は、以後、その徴収を停止することができるとしております。

なお、強制執行の費用を回収する見込みがないと判断する基準としては、簡易裁判所での少額訴訟手続、または支払催告手続などの訴訟に要する手数料等の費用を基準とする予定でございます。

次に、第15条において、履行延期の特約等について規定しており、債権管理者は非強制徴収債権について、その債務者が無資力、災害・盗難などに遭うなど、いずれかの事由に該当する場合においては、その履行期限を延長することができることとしております。

なお、この履行延期の特約等を認めるときは、施行規則において債務者に対して条件を付し、あわせて債務の承認及び分割納付、誓約書の提出を義務づけることを規定する予定でございます。

次に、第16条において債権の免除について規定しており、債権管理者は履行延期の特約した非強制徴収債権について、当初の履行期限から10年を経過してもなお債務者が無資力等により弁済する見込みがないときは、当該債務を免除することができるとしております。

なお、この規定が適用され、免除した債権に係る債権放棄の議決の取扱いは、地方自治法第171条の7第3項の規定により、議会の議決を要しないとされております。

次に、第17条においては債権の放棄について規定しており、非強制徴収債権について、この条例に基づき、適正な管理を行っても徴収できない債権で、第1号から第7号までに規定する要件を満たすものについて、債権管理者がその債権を放棄することができるとしております。

なお、第7号に規定する私債権の放棄については、各私債権の消滅時効の時効期間が経過したもののうち、債務者に差し押さえする財産がないときに、強制執行により債務者の生活を著しく窮迫させるとき及び債務者の住所及び財産がともに不明であるとき、放棄することができるとしております。

この私債権につきましては、消滅時効の時効期間が経過しても、債務者が時効の援用をしない限り債権は消滅しませんが、時効の援用を行う場合において、この民法で定める履行期間の時効期間が経過し、この条例に基づく徴収努力をしてもなお徴収できない場合が該当することとしております。

次に、第18条において、議会への報告について規定しており、債権管理者は第17条の規定に基づき、債権を放棄したときは規則で定めるところにより、議会に報告する義務を規定しております。

なお、施行規則において議会に報告する事項は、債権の名称、放棄した債権の額、放棄した理由などを規定する予定といたしております。

最後に、附則において、施行期日等について規定しており、この条例は、平成26年4月1日から施行する。また、この条例の施行日以前に履行期限が到来した町の債権についても、適用することとしております。

以上、岬町債権管理条例の概要をご説明させていただきました。

本件は総務文教委員会に付託の予定とお聞きしております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。中原 晶君。

○中原 晶 ただいま、詳細にわたって説明をいただきましたが、第14条について少し具体的にお聞きしたいと思います。

基準となる金額は、いかほどかということをお聞きしたいと思います。

それから、これだけの実務を行っていくということになりますと、大変な作業にもなってくるのかなと思うんですけど、担当部局や、また人の配置の問題にかかわる職員のかたの数だとか仕事量なんかを考えた場合に、どこが中心になって担当をして事務量等、お仕事の量と人的な配置が大丈夫かなと、どんな計画でお進めになるおつもりか、お聞きをしておきたいと思います。

○田島乾正議長 白井保二総務部長。

○白井総務部長 条例第14条の徴収停止にかかわります少額の債権の場合で、取り立てに要する費用が回収する見込みがないときと、その判断基準でございますけれども、今回、対象としております非強制徴収債権につきましては、事実執行権がありませんので裁判所が決めまして、裁判所の手を借りて債権を回収する予定となっております。例えば、簡易裁判所で民事訴訟を行う場合につきましては、少額訴訟と支払督促の手續がございます。少額訴訟と言いますのは、訴訟額が60万円以下で、回数については年10回以下しかできないといたしまして、ほとんど自治体におきましては、それにかわる支払督促といたしまして、140万円以下ですけれども、回数の制限のない支払督促を予定しておりますところでございます。

手数料なんですけれども、郵便切手5,000円程度、請求額の約1%ぐらいが手数料として、今後必要となりますので、その額を上回る債権については回収するに値する債権であると考えておりまして、それ以下の債権につきましては、少額債権という形で考えていきたいと考えております。

それと、この条例の制定によりまして実際の施行となるわけなんですけれども、この債権につきましては、各担当課の方で賦課徴収を行うわけなんですけれども、滞納処分、すなわち未収請求となった分につきましては、行革の方で行っておりまして、この債権管理条例にかかわります総括的な運用につきましては、引き続き行革の方で担当させていただきます。この条例に係ります規則を定めるわけなんですけれども、その規則にもっと細かい内容を規定する要綱とかマニュアル等とか、また考え方とか、Q&Aにつきましても、行革の方で用意させていただきます。そして、未収債権については行革と各担当課において、その未収債権の回収に当たってまいりたいと考えておりまして、この条例の制定によりまして、引き続き人員の増加というのを考えておりません。あくまでも現有の職員の中で、配置された職員の中で、この債権回収について適正に行ってまいりたいと考えております。

○田島乾正議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町債権管理条例を制定する件については、会議規則第39条第1項の規定により総務文教委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りします。暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。暫時休憩したいと思います。

再開は目安としまして13時15分から再開いたします。

(午前12時04分 休憩)

(午後 1時16分 再開)

○田島乾正議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○田島乾正議長 日程19、議案第18号、岬町事務分掌条例の一部を改正する件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。まちづくり戦略室長、南 康明君。

○南まちづくり戦略室長 日程19、議案第18号、岬町事務分掌条例の一部を改正する件についてご説明させていただきます。

提案理由といたしましては、本町のまちづくりのより一層の強化を図るため、本条例に所要の改正を行うものでございます。定住人口の減少は地域活力が衰退するとされていますが、本町は交流人口の拡大によって、地域の活性化につなげ、町の価値を高めています。これをさらに全町横断的に推進するため、まちづくり戦略室の分掌事務に、地域の魅力の発信に関することを追加するものです。

なお、内容といたしましては、地域資源の掘り起こしを横断的に行い、新たな切り口で岬町の魅力を高めます。また、掘り起こしたさまざまな魅力や特性を、岬町の内外に多様な媒体等で発信します。また、泉州や和歌山、洲本などの広域の協力によって、交流人口の拡大を図ります。

それでは、条例内容についてご説明申し上げます。議案書の裏面並びに新旧対照表もあわせてご参照願います。

改正内容といたしまして、岬町事務分掌条例の一部を次のように改正する。

第3条中第16号を17号とし、15号の次に、次の1語を加える。(16)地域の魅力の発信に関する事。附則でございますが、この条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

本件につきましては、総務文教委員会への付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。竹内邦博君。

○竹内邦博君 私、総務文教ではございませんので大綱的質疑をさせていただきます。

この地域の魅力の発信に関する事ということなんですけれども、今お聞きしましたら、資源の掘り起こしとか、広域の発信というようなことをお聞きしたんですけれども、そのほかに具体的に言ったら、その観光とか、その辺のところまで立ち入るようなことになるのかどうかっていうのをちょっとお聞きしたいと思います。

○田島乾正議長 まちづくり戦略室長、南 康明君。

○南まちづくり戦略室長 このたびの条例改正につきましては、本町の魅力を町内外に発信するためまちづくり戦略室の事務分掌に、地域の魅力を発信することを追加するものでございまして、これによりまして、まちづくり戦略室においては、地域の資源の掘り起こしを横断的に行い、新たな切り口で本町の魅力を高め、掘り起こしたさまざまな魅力や特性を町内外に多様な媒体、インターネットとか、いろんなものを使いまして発信するという事で、それとあわせて泉州とか

和歌山、洲本などとの広域の連携や協力によって、交流人口の拡大をも図るものでございます。

それと、今現在、町の方で観光の部分で、都市整備部の方が取り組んでおります、これにつきましては、従来の観光行政に加えて本年度、町の方で考えております岬町観光協会の立ち上げとの連携、それから、また商工会をはじめとする関係団体との連携、協力をする中で、まちづくり戦略室と都市整備部が相互に連携して、観光行政の今後の充実を図っていききたいというような形の想定でございます。

○田島乾正議長 竹内邦博君。

○竹内邦博君 今、南室長が言われたように私の方が心配をしていたのは、いわゆる産業振興の方とまちづくり戦略室の方と、今までも深日港の活性化とか、深日漁港のいろいろなイベントをするときに、同じようにまちづくり戦略室と都市整備とやっていたいただきましたけれど、その辺のところを今度、今言われたように観光協会というのが、多分この4月から設立されますので、ごちゃごちゃにならないように、町長の方もそうですけれども、ちゃんとわかるような形で進めていただきたいと思いますと要望しておきます。

○田島乾正議長 他の質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町事務分掌条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により総務文教委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

○田島乾正議長 日程20、議案第19号、非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。まちづくり戦略室長、南 康明君。

○南まちづくり戦略室長 日程20、議案第19号、非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件についてご説明させていただきます。

提案理由といたしましては、社会経済の変化に伴う新たな行政課題等に適切に対応し、本町の政策決定のあり方や内容、推進方法などについて助言を行い、円滑な事業実施を実現することを目的とする岬町政策情報顧問を設置するため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

岬町では、平成26年4月1日より政策情報顧問を置き、町長、または町長の指示を受けた職員からの求めに応じて、第4次総合計画等に定める新規施策及び既存事業の重要施策について、立案の段階からそのシステム、手法、プロセスについて助言等を行います。また、複数の課等にまたがる施策につきまして、行政の横断的な連携を図るための助言等を行います。

また、職員の企画、立案及び事業の実施、運営能力の向上を目指すため、助言等を行うとともに、内外の行政機関等から施策の推進に必要とする情報収集等を行うものでございます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げます。議案書の裏面及び新旧対照表もあわせてご参照ください。

改正内容といたしまして、別表中国民保護協議会委員月額6,500円、専門委員月額6,500円を、岬町政策情報顧問月額20万円を上限とし、町長が定める額、国民保護協議会委員月額6,500円、専門委員月額6,500円に改め、岬町政策情報顧問を追加するものでございます。

附則でございますが、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

本件につきましては、総務文教委員会へ付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により総務文教委員会に付託したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

○田島乾正議長 日程21、議案第20号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。まちづくり戦略室長、南 康明君。

○南まちづくり戦略室長 日程21、議案第20号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件についてご説明をさせていただきます。

提案理由といたしましては、職員給与の適正化及び行財政改革のさらなる推進を図るため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げます。

議案書の裏面並びに新旧対照表もあわせてご参照願います。

改正内容といたしましては、大きく分けて4点ございます。まず、1点目は、第4条の次に、第4条の2として、町長の要請または人事交流により、新たに職員となる者の給料決定に関する規定を追加いたします。また、次の追加に伴う条ずれについても、あわせて改正いたします。

2点目につきましては、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額、いわゆる給与の時間単価の算出方法を改めるものです。この時間単価は、1年間の給与額を1年間の勤務時間数で除して算出しますが、今回、この1年間の勤務時間数の計算方法を見直し、これまで1年間の勤務時間数に含んでいた土曜、日曜日を除く休日の勤務時間について、勤務実態に合わせて1年間の勤務時間数に含まないこととするものです。

3点目は、第29条の給与からの控除についての改正です。給与からの控除については、法定控除とその他控除があり、その他控除については、条例で具体的に定める必要があります。今回の改正は現代の実態に合わせて改正するものであります。

4点目は、附則第26項の改正です。これは、職員給与の独自カット2%を、引き続き平成26年度においても実施するよう改正するものです。

改正内容は以上でございます。

施行日につきましては、平成26年4月1日を予定しておりますが、第4条の2の規定につき

ましては、平成25年12月1日から適用するものです。

なお、このたびの改正につきましては、職員組合等合意しております。

本件については、総務文教委員会へ付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により総務文教委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

○田島乾正議長 日程22、議案第21号、岬町特別会計条例の一部を改正する件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、白井保二君。

○白井総務部長 日程22、議案第21号、岬町特別会計条例の一部を改正する件についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、多奈川小集落地区改良事業の施工に伴い、住宅等を失う者のうち、みずからが居住する住宅等を取得しようとする者に対し、その資金の一部を貸し付けした住宅新築資金等貸付金の償還が、平成25年度末をもって終了することに伴い、岬町住宅新築資金等貸

付事業特別会計を回収する必要があるため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

この条例の一部改正の内容は、提案理由のとおりではありますが、その前に住宅新築資金と貸付事業特別会計の概要を説明させていただきます。この特別会計は、住宅新築資金等貸付者からの貸付金償還に係る事務及び貸付金の原資となった地方債の償還に係る事務を管理するために、一般会計と区分して特別会計において経理することを目的として設置したものでございます。

また、貸付事業の要因となりました小集落地区改良事業の実施期間につきましては、第1期事業が昭和54年から平成元年まで、第2期事業が平成4年から平成8年まで実施されました。この貸付金の貸付限度額は、住宅取得貸付が500万円以下、住宅新築貸付が600万円以下となっており、それぞれの貸付償還期限は25年以内となっております。

この第1期事業期間内において貸し付けされた件数及び金額につきましては、住宅取得貸付が39件、1億7100万円。住宅新築貸付が同じく39件、2億2500万円。合計78件、3億9,600万円となっております。

なお、第2期に係る貸付者はございません。

この第1期事業の最終年度に貸し付けられた貸付金の償還が、また地方債の償還もあわせて、平成25年をもって終了するため、この特別会計を廃止するものであります。

それでは、改正内容を説明させていただきます。議案書の裏面を、また、新旧対照表もあわせてごらんください。

第1条中、第3号に規定する岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計に関する規定を削り、第4号を第3号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り上げる改正内容であります。

附則として、この条例は平成26年4月1日から施行することとしております。

以上、岬町特別会計条例の一部を改正する条例の改正内容についてご説明させていただきました。本件は、総務文教委員会に付託の予定とお聞きしております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町特別会計条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により総務文教委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

○田島乾正議長 日程23、議案第22号、岬町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、白井保二君。

○白井総務部長 日程23、議案第22号、岬町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する件につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律により、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、使用料の見直しを行うため、本条例に所要の改正を行うものであります。

それでは、改正内容についてご説明申し上げます。議案書の裏面及び新旧対照表をあわせてごらんください。

行政財産の建物に係る使用料について規定する第4条第4項中、100分の5を乗じて得た額を、前項に算定した額に消費税の規定による消費税の額、及び地方税法の規定による地方消費税の額に相当する額に改めるものでございます。

この改正は、建物に係る使用料に消費税法等の改正に伴う影響額を適正に転嫁するための改正であります。

次に、使用期間が1年に満たない場合の使用料の算定方法を規定する第5条第2項中、100円に満たない場合の次に、(年額が100円に満たない場合を除く)を加えるものであります。

この改正は、使用期間が1年に満たない場合と、使用期間が1年以上の使用料の算定方法にお

いて、年間使用料が100円に満たない場合において、その使用料に不都合が生じており、これを是正するための改正でございます。

また、附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行し、改正後の条例の規定は、26年4月1日以後に使用するものについて適用するものでございます。

以上、岬町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例の改正内容についてご説明申し上げます。

本件は、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により総務文教委員会に付託したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

○田島乾正議長 日程24、議案第23号、岬町立老人憩の家条例の一部を改正する件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程24、議案第23号、岬町立老人憩の家条例の一部を改正する件についてご説明申いたします。

提案理由といたしましては、寄附を受けた老人憩の家に係る管理運営の適正化を図るため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

今回の改正につきましては、今般、平野自治区が所有しておりました老人憩の家につきまして、町に寄附を受けたことに伴うものでございます。

それでは、改正内容についてご説明させていただきます。議案書の裏面及び新旧対照表をごらんください。

第2条の表中、平野老人憩の家を追加するものでございまして、なお、位置につきましては、岬町多奈川谷川1802番地でございます。

なお、この老人憩の家につきましては、平成3年の建築で、木造、平屋、建築面積が93平米となっております。

また、附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上が改正内容の概要でございます。

本件は、厚生委員会に付託の予定と伺っております、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町立老人憩の家条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

○田島乾正議長 日程25、議案第24号、岬町国民健康保険条例の一部を改正する件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程25、議案第24号、岬町国民健康保険条例の一部を改正する件についてご説明申いたします。

提案理由といたしましては、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、本条例に所要の改正を行うものでございます。

今回の改正につきましては、保険料の負担感が強い中間所得者層の負担軽減を図り、被保険者間の負担の公平を確保するための保険料賦課減額額の引き上げ及び低所得者の保険料負担の軽減を拡充するため、国の基準に準じて改正を行うものでございます。

それでは、改正内容についてご説明させていただきます。議案書の裏面及び新旧対照表をごらんください。

まず、第16条の6の12に規定いたしております後期高齢者医療支援金等賦課限度額について、14万円から2万円を増額し、16万円に改め、また16条の12に規定いたしております介護納付金賦課限度額について、12万円から同じく2万円を増額し、14万円と改めるものでございます。

次に、第20条につきましては、保険料の減額について定めておりますが、第1項第2号に規定する軽減判定所得基準の算定におきまして、現行では当該世帯主を除くと規定されておりますことから、当該世帯主は軽減判定をする際の被保険者数から除かれますが、これを削ることにより、当該世帯主についても、被保険者数に含んで算定をする旨の改正を行うことにより、低所得者の保険料負担料の軽減を図るものでございます。

また、先ほどの賦課限度額につきましては、同じく第4項、第5項につきましても適用しておりますことから、同様の改正を行うものでございます。

次に、附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上が改正内容の概要でございます。また、経過措置といたしまして、この条例による改正後

の国民健康保険条例の規定は、平成26年度以降の年度分の保険料について適用し、平成25年度分までの保険料については、なお従前の例によると定めておるところでございます。

以上が改正内容の概要でございます。本件は、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町国民健康保険条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

○田島乾正議長 日程26、議案第25号、岬町下水道条例の一部を改正する件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 日程26、議案第25号、岬町下水道条例の一部を改正する件についてご説明申させていただきます。

提案理由といたしましては、社会保障の安定財源の確保等を図る財政の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律、平成24年法律第68号の施行による消費税及び地方

消費税の税率の引き上げに伴い、下水道使用料において、適正な転嫁を図るため、本条例に所要の改正を行うものであります。

改正の内容についてご説明させていただきます。裏面をごらんください、あわせて新旧対照表もごらんください。

岬町下水道条例の一部を改正する条例（案）、岬町下水道条例の一部を次のように改正する。

第21条第1項の表を次のように改める。料金といたしまして、一般汚水につきましては、基本水量6立方メートルまでの基本料金414円、超過料金といたしまして、7立方メートル以上、10立方メートルまで、1立方メートルにつき92円。以降、同様に11立方メートル以上、20立方メートルまで103円。21立方メートル以上、30立方メートルまで115円。31立方メートル以上、40立方メートルまで126円。41立方メートル以上、50立方メートルまで138円。51立方メートル以上、70立方メートルまで161円。71立方メートル以上、100立方メートルまで184円。101立方メートル以上、200立方メートルまで207円。201立方メートル以上、500立方メートルまで230円。501立方メートル以上、1,000立方メートルまで276円。1,001立方メートル以上は322円とするものでございます。

浴場汚水につきましては、200立方メートルまで、1立方メートルにつき26円。201立方メートル以上、1立方メートルにつき27円とするものでございます。

また、第21条第2項中、「前項により算定した額の合計額とする。」を、「前項により算定した額に消費税法、（昭和63年法律第108号）の規定による消費税の額及び地方消費税（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額に相当する額を加えて得た額とする。」に改めます。

附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行する。経過措置といたしまして、2. 改正後の岬町下水道条例第21条の規定は、平成26年6月以後の月分として算定した使用料の額について適用し、同年5月以前の月分として算定した使用料の額については、なお、従前の例による。

以上が内容でございます。本件につきましては、事業委員会に付託の予定と聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町下水道条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により事業委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

よって、本件については事業委員会に付託することに決定しました。

○田島乾正議長 日程27、議案第26、岬町消防賞じゅつ金支給条例の一部を改正する件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。危機管理監、谷下泰久君。

○谷下危機管理監 日程27、議案第26号、岬町消防賞じゅつ金支給条例の一部を改正する件についてご説明申させていただきます。

岬町消防賞じゅつ金支給条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、岬町が非常勤消防団員の公務災害等における賞じゅつ金支給のために加入している「財団法人大阪府消防賞じゅつ金共済会」が、公益法人制度改革に伴い、一般財団法人に移行し、「一般財団法人大阪市町村消防財団」に名称を変更したため、本条例に所要の改正を行うものであります。

それでは、裏面をご参照願います。あわせて新旧対照表もご参照願います。

岬町消防賞じゅつ金支給条例の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とし、第7条から第8条までを1条ずつ繰り下げ、第6条中、「財団法人大阪府消防賞じゅつ金共済会」を「消防財団」に改め、同条を第7条とし、第5条の次に加入及び

補填給付の項目として、第6条を加えるものでございます。

内容といたしましては、町は毎年度負担金をもって一般財団法人大阪市町村消防財団に加入し、町が賞じゅつ金を支給することとなったときは、消防財団よりその補填給付を受けるものとするという内容でございます。

最後に、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上が一部改正の内容でございます。なお、本件は総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町消防賞じゅつ金支給条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により総務文教委員会に付託したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

○田島乾正議長 日程28、議案第27、岬町社会教育委員条例の一部を改正する件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。教育次長、古谷 清君。

○古谷教育次長 日程28、議案第27号、岬町社会教育委員条例の一部を改正する件について、

説明させていただきます。

提案理由といたしましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地方分権に係る第3次一括法でございますが、この法律によりまして、社会教育法の一部が改正され、これまで社会教育法において定めていた社会教育委員の委嘱の基準について、文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定めることとされましたので、本条例に所要の改正を行うものであります。

条例案の内容について説明させていただきます。議案書の裏面及び新旧対照表をご参照ください。

第1条中、条例で定める事項については、「定数、任期その他」を「委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し」、に改めます。

次に、第3条以下を1条ずつ繰り下げまして、第2条の次に第3条として、委嘱の基準の規定を加えます。内容は、委員は学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱するとしております。

附則において、この条例の施行期日を法律の施行に合わせまして、平成26年4月1日からとしましております。

以上が、岬町社会教育委員条例の一部を改正する条例案の内容であります。本件は総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町社会教育委員条例の一部を改正する件については、会議規

則第39条第1項の規定により総務文教委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

○田島乾正議長 日程29、議案第28号、岬町水道給水条例の一部を改正する件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。水道事業理事、岡本 茂君。

○岡本水道事業理事 日程29、議案第28号、岬町水道給水条例の一部を改正する件について、説明申し上げます。

提案理由としましては、社会保障の安定財源の確保等を図り、税制の抜本的な改革を行うため、消費税法の一部を改正する等の法律の施行による消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、水道料金において適正な転嫁を図るため、本条例に所要の改正を行うものであります。

改正の内容につきましてご説明申し上げます。裏面の改正条例案及び新旧対照表をご参照願います。

それでは、条例案を提案申し上げます。

岬町水道給水条例の一部を改正する条例(案)、岬町水道給水条例の一部を、次のように改正する。第25条各号列記以下の部分中「とする。なお、その合計額」を「に、消費税法の規定による消費税の額及び地方税法の規定による地方消費税の額に相当する額を加えて得た額とする。なお、その額」に改め、同条第1号及び第2号を次のように改める。

1号の料金としまして、一般用につきましては、基本水量6立方メートルまで基本水量料金829円。従量用料金7立方メートル以上10立方メートルまで、1立方当たり170円。以降同様に、11立方メートル以上20立方メートルまで190円。21立方メートル以上30立方メートルまで220円。31立方メートル以上40立方メートルまで250円。41立方メートル以上50立方メートルまで290円。51立方メートル以上70立方メートルまで340円。71立方メートル以上100立方メートルまで394円。101立方メートル以上200立方メートルまで474円。201立方メートル以上554円とするものでございます。

公衆浴場につきましては、基本水量200立方メートルまで基本料金として、3万229円に

しております。従量料金としましては、1立方メートルにつき200円です。一時給水金につきましては、1立方メートルにつき745円でございます。

2号のメーターの使用料につきましては、メーターの口径13ミリで60円。20ミリで80円。25ミリで90円。30ミリで140円。40ミリで180円。50ミリで700円。75ミリで1100円。100ミリで1600円。150ミリ以上は、町長が別に定めとなっております。

また、第32条第2項を次のように改める。2. 加入金の額は、給水装置の給水管の口径に応じ、次の表に掲げる額に消費税法の規定による消費税の額及び地方税法の規定による地方消費税の額に相当する額を加えて得る額とするということで、給水管の口径別の加入金につきましては、13ミリメートルで15万円。20ミリメートルで20万。25ミリメートルで28万円。30ミリメートルで46万円。40ミリメートルで93万円。50ミリメートルで163万円。75ミリメートルで462万円。100ミリメートルで953万円。150ミリメートルで2,632万円。そして、200メートル以上では、町長が別に定めるものでございます。

附則としまして、この条例は平成26年4月1日から施行する。

経過措置としまして、2. 改正後の岬町水道給水条例（以下「新条例」という）第25条の規定は、平成26年6月以後の月分として算出した水道料金の額について適用し、同年5月以前の月分として算定した水道料金の額については、なお従前の例による。

3としまして、新条例第32条第2項の規定は、平成26年4月1日以降の給水申込みから適用し、平成26年3月31日以前の給水申込みについては、なお、従前の例による。

以上が内容でございます。本件につきましては、事業委員会に付託の予定と聞き及んでおりますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町水道給水条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により事業委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

よって、本件については事業委員会に付託することに決定しました。

竹原伸晃君。

○竹原伸晃 次の日程の請願第1号についてですけれども、請願者から請願の取り下げがありましたので、私も紹介議員として取り下げたいと思いますので、よろしくお諮りのほうお願いしたいと思います。

○田島乾正議長 ただいま、竹原伸晃君から請願第1号、土地開発に伴う町道拡幅により用地提供者との紛争の解決に関する請願書の件について、請願の紹介者となりましたが、道路拡幅工事後に生じる残置の譲渡依頼をしていたところ、土地所有者と解決の兆しがあったことから、今後の譲渡協議を進めるに当たり、請願を取り下げるとの理由により、紹介を取り消したいとの申出がありました。請願第1号土地開発に伴う町道拡幅により用地提供者との紛争の解決に関する請願書に対する紹介の取消しの件を日程に追加し、追加日程1として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

よって、請願第1号に対する紹介の取消しの件を日程に追加し、追加日程1として日程の順序を変更し、直ちに議題にすることに決定しました。

○田島乾正議長 追加日程1 請願第1号に対する紹介の取消しの件を議題とします。

竹原伸晃君から請願第1号、土地開発に伴う町道拡幅により用地提供者との紛争の解決に関する請願書について、請願の紹介者となりましたが、道路拡幅工事後に生じる残置の譲渡依頼をしていたところ、土地所有者と解決の兆しがあったことから、今後の譲渡協議を進めるに当たり、

請願を取り下げるとの理由により、紹介を取り消すとの申出があります。

お諮りします。

本件は、申出のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

よって、請願第1号に対する竹原伸晃君の紹介の取消しを許可することに決定しました。

○田島乾正議長 お諮りします。

2月13日に、太田克弘君ほか1名から提出された請願第1号、土地開発に伴う町道拡幅により用地提供者との紛争の解決に関する請願書の件について、請願取下申出書が提出されております。

請願第1号、土地開発に伴う町道拡幅により用地提供者との紛争の解決に関する請願書撤回の件を日程に追加し、追加日程2として、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

よって、請願第1号土地開発に伴う町道拡幅により用地提供者との紛争の解決に関する請願書の撤回の件を日程に追加し、追加日程2として日程の順序を変更し、直ちに議題にすることに決定しました。

○田島乾正議長 追加日程2、請願第1号土地開発に伴う町道拡幅により用地提供者との紛争の解決に関する請願書撤回の件を議題といたします。請願書の提出者にかわりまして、紹介議員の竹原伸晃君から、土地開発に伴う町道拡幅により用地提供者との紛争の解決に関する請願書撤回の理由を求めます。

竹原伸晃君。

○竹原伸晃 先ほども何度も言うていただいているんですけども、理由を朗読させていただこうと思います。

理由を申し上げます。道路拡幅工事後に生じる残置の譲渡依頼をしていたところ、土地所有者との解決の兆しがあったことから、今後の譲渡協議を進めるに当たり、請願を取り下げるものですという理由でございます。よろしく願いいたします。

○田島乾正議長 お諮りします。

ただいま、議題となっております請願第1号土地開発に伴う町道拡幅により用地提供者との紛争の解決に関する請願書撤回の件を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

よって、請願第1号、撤回の件を許可することに決定いたしました。

○田島乾正議長 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

各常任委員さんには、委員会付託の審議についてよろしくお願いします。

なお、次の会議は、3月27日午前9時30分から開催予定の議会運営委員会及び全員協議会終了後に会議を開催しますので、ご参集ください。

どうもご苦労さまでした。

(午後 2時10分 散会)

以上の記録が本町議会第1回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成26年3月5日

岬町議会

議 長 田 島 乾 正

議 員 道 工 晴 久

議 員 豊 国 秀 行